

寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器に関する問題点・留意点

- 郡司・郡領の用語の問題を検討する必要がある。墨書土器の全体表記はとくに問題がない。
- 5点の須恵器の実年代観。とくに破片であることから生ずる時期の特定化に関しての一定の型式学的、製作技術的問題からの厳密な判定。すべてを奈良時代後半（8世紀後半）の生産年代に特定できない資料群で、厳密な時期決定が必要と考えられる。ただし、墨書土器の成立年代としては、出土状況からみて共時性がある。
- 1点に「大領」、2点に「少領」、1点に「領」（推定）、1点に「帳」（推定）の墨書が施されていると判断している文字の釈読に関する審議が必要である。日本古代史専攻の文字史料学としての専門調査、鑑定依頼が必要である。
- 立郡以降の郡数と比較しての資料の稀少価値の問題。高い学術的価値を有するものである。事例調査の要。出土文字史料の一群としてきわめて高い歴史的価値を保有する点。他の官衙施設との関係を踏まえた遺跡群、官衙ブロックとしての評価の問題。地方行政と在地社会の枢要部の位置を指し示す歴史的遺産としての位置づけが不可欠と考えられる。
- 全国的視野からの価値づけと地域資料としての価値づけのバランスを把握する必要がある。